

令和2年3月17日

学生・教職員の皆さまへ

研究科長 八 鍬 友 広

### 海外渡航の中止の要請について

このことについて、3月16日付けで理事（人事労務・環境安全・施設担当）より別添のとおり通知がありました。

つきましては、理事通知を踏まえ、学生及び教職員の皆さまに下記のとおり要請しますので、よろしくをお願いします。

#### 記

1. 国・地域を問わず、不要不急の海外渡航は中止してください。海外渡航の必要がある場合は、必ず事前に当職宛てに相談願います。
2. 国・地域を問わず、海外滞在中の学生（海外留学・派遣により滞在中の学生を含む）は、早期に一時帰国してください（指導教員も早期帰国を呼びかけてください）。また、本学の用務により海外滞在中の教職員についても、同様に帰国してください。
3. 国外から帰国又は入国した場合（学生又は研究者を受け入れる場合を含む）は、渡航先の国・地域を問わず、入国又は帰国の日から起算して14日間は自宅で休養（新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の抜本的強化の対象国から入国する場合は検疫の指示に従うこと）し、健康観察を行ってください。

令和2年3月16日

各部長 殿  
本部事務機構各部（室）長 殿

理事（人事労務・環境安全・施設担当）

### 海外渡航の中止の要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症の世界各地での感染拡大状況により、感染リスクが一層高まるとともに、今後、移動の制約が拡充し、日本への帰国が困難になることが懸念されるとの本学新型コロナウイルス感染症対策本部専門家会議委員からの情報を踏まえ、当面の海外渡航の制限についての対応を下記のとおりいたします。

つきましては、該当する貴部局等所属の学生・教職員（以下「所属構成員」という。）に対する個別メール等による周知・要請及び健康観察の実施の徹底について、よろしくお取り計らい願います。

### 記

1. 国・地域を問わず、所属構成員の不要不急の海外渡航は中止するよう要請する。 海外渡航が必要な場合は、事前に各部長等に相談するよう求める。
2. 国・地域を問わず、海外留学・派遣により滞在中の学生については早期の一時帰国を要請する。 また、本学の用務により海外滞在中の教職員についても同様に速やかに帰国することを要請する。
3. 所属構成員が国外から帰国または入国した場合<sup>\*1</sup>は、渡航先の国・地域を問わず、入国または帰国の日から起算して14日間は自宅で休養し<sup>\*2</sup>、健康観察を行うよう求める。

\*1 学生または研究者を受け入れる場合を含む。

\*2 新型コロナウイルス感染症に係る水際対策の抜本的強化の対象国から入国する場合は検疫の指示に従うこと。

以上

人事企画部環境安全推進課  
内線 91-4957、6017  
E-mail: anzen@grp.tohoku.ac.jp